

## 財政援助団体等監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査の結果（平成29年6月28日  
付け公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第12項の規定により公表する。

平成29年8月10日

山形市監査委員	玉	田	芳	和
同	村	山	秀	幸
同	斎	藤	武	弘
同	斉	藤	栄	治

(様式)

国際 第 27 号  
平成 29 年 7 月 28 日

山形市監査委員 様

山形市長 佐藤 孝弘

財政援助団体等監査結果についての措置状況 (通知)

平成 29 年 6 月 28 日付けで通知のあった財政援助団体等監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

課 等 名	監 査 の 結 果	措 置 状 況
山形市国際 交流協会  総務部 国際交流セ ンター	(指摘事項)  1 会計経理において、嘱託職員 の欠勤日数算定誤りにより報酬 が過支給となっているものがあ った。(山形市国際交流協会)  2 金券の保管状況において、次 のようなものがあった。(山形市 国際交流協会) (1) 駐車券の管理において、 保管枚数が駐車券受払簿の残 枚数と大幅に一致していない ものや、受払簿の使用枚数と 残枚数が正しく記載されてい ないもの。 (2) 切手の管理において、在 庫枚数が多いにも関わらず、 年度末に年間の使用枚数を超 えて購入を行い、在庫枚数が 著しく多くなっているもの。	1 過支給分については、出納整理 期間の5月中に返納手続きを取 り精算した。 このような誤りは、出勤簿の 管理が重要になることから、出勤 簿について、一週間ごとのチェッ クを実施していく。  2 (1) 駐車券の受払簿については、 正確な在庫数に訂正した。現在、 駐車券、切手等の金券関係につ いては、担当者が毎月末締め の在庫数の記入と報告を行い、 事務局次長が確認印を押印して いるが、今後は、使用する束に ついて毎日残枚数を確認すると ともに、毎月末に、事務局次 長が担当者とともに、棚卸作 業を行い、在庫数を確認する体 制をとる。また、受払簿につ いて、記入欄を大きくするなど、 誤記入を防ぐため様式を改訂 する。 (2) 切手の在庫は、電子メール の利用による減少があったにも 関わらず、予算のまま購入して きたことによる。今後は、新 たな購入を控え在庫分の使用 を優先し、電子メールの使用 頻度を精査した上で予算編成 に反映させていく。